

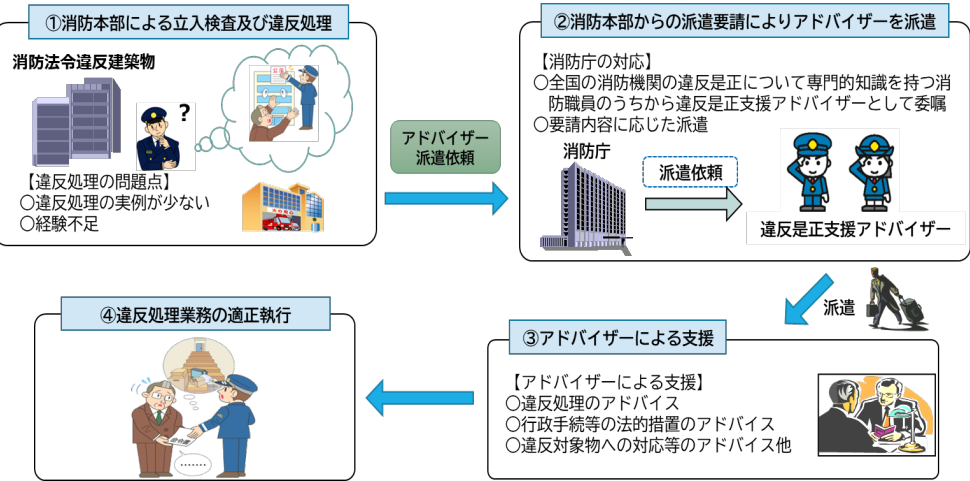
背景と目的

- 消防庁では、消防の広域化を推進しているところであり、令和6年の「消防の広域化に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）の改正においては、連携・協力の類型の1つとして、「高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務」が掲げられている。
- このため、違反是正や火災原因調査に係る支援制度を通して、事務の効率化等を図っているところであるが、現場の消防本部からは、予防業務に関する知識・技術に消防本部間の格差や、専門的知見を持つ人員の不足、人材育成の困難性等の課題が指摘されている。
- こうした現状を踏まえ、消防本部間における広域的な連携・協力のあり方について、より具体的かつ実効性のある方策を検討した。

高度・専門的業務の支援に係る消防庁の取組

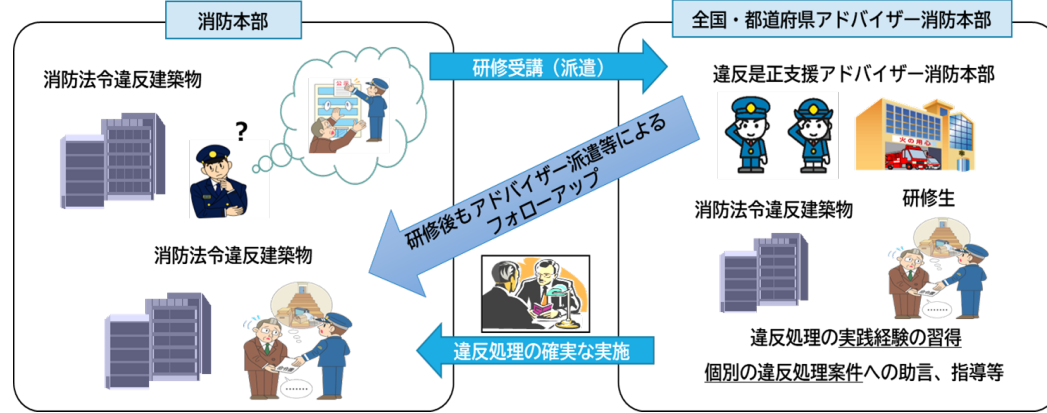
○ 違反是正支援アドバイザー制度

違反是正に関する知識・経験を有する消防職員等を違反是正支援アドバイザーとして委嘱し、各消防本部からの依頼に基づき派遣を行い、違反是正を推進するための具体的な方策に関する助言、研修支援等を行うことを目的として平成22年度より実施している。



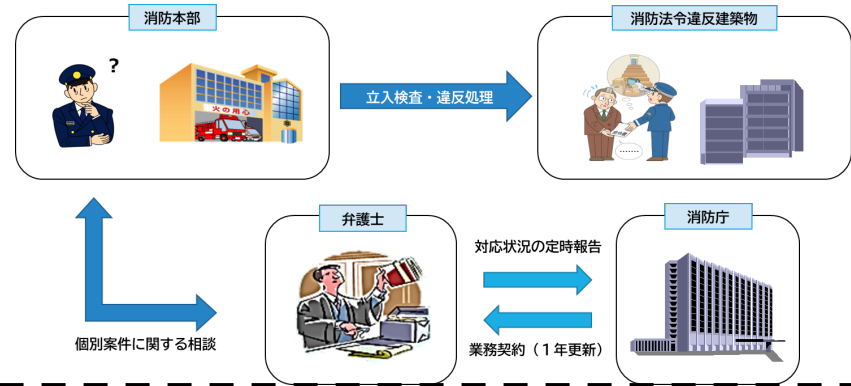
○ 違反是正の推進に係る実務研修事業

消防機関による違反処理状況には地域等により差異が見られ、長期間、消防法令違反が是正されていない状況や、重大な特定違反が改善されていない事例が見受けられることを踏まえ、平成25年度から消防本部の職員を違反処理の経験が豊富な大都市消防本部等に派遣する「違反是正の推進に係る実務研修」を実施している。



○ 違反是正の推進に係る弁護士事業

危険性や悪質性の高い違反対象物等に対して厳格な措置を行っていく必要性がさらに高まっている一方、雑居ビル等をはじめとした建物の管理・所有形態の複雑化や、行政措置に対する訴訟への対応等において、消防法令に加えた幅広い高度な法律知識が必要となっていることから、消防本部における違反是正推進のための法的支援を行えるよう、全国9カ所に相談弁護士を配置する「弁護士事業」を、平成25年7月から実施している。



このほか…

- 火災原因調査に係る取組（長官調査・センター調査など）
- 危険物規制事務・石油コンビナート等事務に係る取組（連絡会議、担当者説明会など）

統計データを踏まえた課題の分析①

消防本部の規模ごとの予防業務の実施体制と、各種の予防業務の実施状況について統計データを基に分析を行った。主な結果は以下のとおりである。（大規模本部：職員数900人以上、中規模本部：職員数200人以上900人未満、小規模本部：職員数200人未満）

<専門的な人材の配置>

- 予防技術資格者の充足率※は、小規模な本部ほど低い傾向が継続しており、大規模な本部でも頭打ちが見られる。また、専任予防要員1人あたりの防火対象物数は中規模な本部で多く、いずれの規模の消防本部においても予防業務の人員体制に余裕があるとはいえない状況にあると考えられる。

〔 ※ 消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）第32条において、消防本部・消防署の火災予防担当係又はこれに相当する係には、予防技術資格者を1人以上配置することが定められている。 〕

<立入検査・違反処理>

- 大規模本部は、防火対象物数の増加傾向とともに、立入検査実施率の年ごとの低下傾向が顕著であり、立入検査に係る潜在的な業務量の増加にマンパワーが追いついていないことが考えられる。
- 消防本部により立入検査実施率にばらつきがあり、特に小規模本部はその傾向が顕著であった。小規模本部は、全国平均値を大きく下回る数値の消防本部も数多く見られる。
- 小規模本部は、重大な法令違反に対する違反是正率、違反処理着手率が低く、違反を覚知してから長期間是正されずに積み残しやすい傾向がある。組織的な違反処理体制の整備不十分により、長期間是正されない法令違反が増加し、それにより職員の技術力不足・経験不足を助長し、さらなる法令違反の増加を生むという悪循環になっている可能性が考えられる。

統計データを踏まえた課題の分析②

<審査・検査、火災原因調査>

- 消防同意、消防用設備等の検査、危険物施設の許認可、火災原因調査については、申請・届出や火災発生に応じて業務を行うことが法令で義務づけられているもので、近年業務量の増加傾向は見られない。業務量の予測がしやすいことから、人員の配置等を計画しやすいと考えられる一方で、今後の人材育成において、特に小規模本部においてはOJTのみでは職員の能力や技術力を維持向上させることは難しいと考えられる。
- 火災件数の減少に伴い、火災原因調査等の経験機会が減少している。大規模本部では鑑識機器の保有は比較的充実しているものの、専門的な人材は十分ではないと考えられる。また、小規模本部では、専門的な人材の育成や技術伝承が困難な状況にあると考えられる。



このように、消防本部の規模にかかわらず、専門的な人材の不足や人材の育成・技術伝承に課題が見られる。また、特に消防本部の判断により業務の執行を調整することができる裁量的な業務（立入検査・違反処理）は、消防本部間で取組に差が生じやすいことから、優先して支援策を講じる必要があると考えられる。

：業務発生のタイミング

消防機関が、認知した危険度等に応じて、実施について主体的に判断する業務。

立入検査（法第4条、第16条の5） 建築後

・建物や事業所、危険物施設等に立ち入り、消防法令に適合しているかどうかを確認し、必要に応じ施設関係者に指導を行う。

違反処理（法第5条、第17条の4など） 建築後

・立入検査等により覚知した消防法令違反について、是正指導に応じない建物の関係者等に対して、必要に応じて法的措置（命令・告発・行政代執行）やその前段階としての警告を行う業務。
 ・消防法令に加え、建築・刑事・行政手続等の関連法令に精通した専門的知識と技術を要するほか、違反調査や関係者との調整に多くの時間と労力を要する。

申請・届出への応答のほか、法律上「・・・しなければならない」と規定されている業務。

消防同意（法第7条） 建築前

・建築確認申請において、設計が消防関係法令等の防火に関する規定に適合しているかを審査し、同意を与える業務。
 ・消防用設備等の構造や機能に精通し、建築計画全体に関わる広範な専門的知識と技術を要する。

危険物施設の許認可（法第11条） 建築前
建築後

・危険物施設の設置、変更、使用などの許認可を求める申請に対して、審査、現地検査、許認可を行う業務。
 ・危険物の化学的性状や施設構造、保安管理等に関する専門的知識と技術を要する。

消防用設備等の検査（法第17条の3の2） 建築前
建築後

・新設や改修等の工事に伴い届出された消防用設備等について、届出内容の確認と、現地検査を行う業務。
 ・技術基準等への適合性を判断するため、設備の構造や機能に関する専門的知識と技術を要する。

火災原因調査（法第31条） 建築後

・火災発生後、火災予防や再発防止等のため出火原因や損害状況、延焼経過等を調査・分析する。
 ・火災状況によっては、鑑識機材等による高度な分析を必要とする。

裁量的な業務

羅索的な業務

新たな仕組みの検討

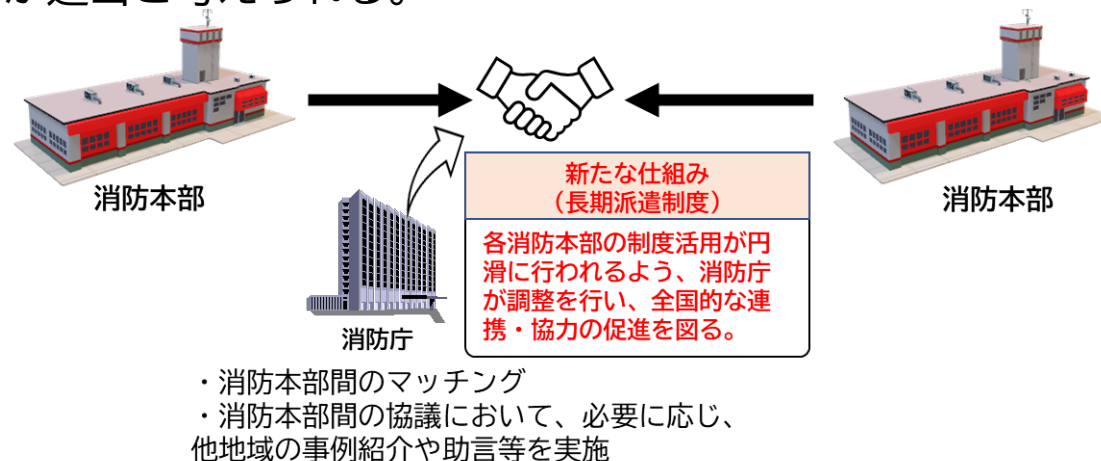
これまで、消防庁では、立入検査・違反処理について、違反是正支援アドバイザー制度等の支援事業に取り組んできたが、以下のような課題が明らかとなった。

- 個別案件や短期研修では技術の定着に限界がある。
- 大規模本部（支援）側の負担が大きい。
- 連携・協力が属人的なつながりに依存し、十分に広がっていない。
- 小規模本部では業務執行体制そのものを整備することは難しい。



これらを踏まえ、従来の支援事業に加え、より実効性の高い連携・協力を資する新たな仕組みとして、消防庁において次の方向性により検討することが適当と考えられる。

- より円滑な消防本部間の橋渡し
- 統計データに基づく合理的なマッチング
- 長期派遣による技術力の底上げ



今後の検討課題

- 新たな仕組みの制度設計について、消防本部の意見を聴取しつつ、具体的に検討を行うことが必要。
- 立入検査や違反処理について、業務の執行を判断する指標（立入検査の実施率、違反覚知後のより具体的な流れ等）について検討が必要。